



平成25年3月26日

各 位

会 社 名 神姫バス株式会社
代表者名 取締役社長 上杉 雅彦
(コード9083 大証第2部)
問合せ先 企画部長 永井 勝浩
(TEL : 079-223-1247)

当社子会社元役員による不正行為に関する再発防止策の進捗状況について

当社は、平成24年11月13日付適時開示「当社子会社元役員による不正行為に関する調査結果について」(以下「開示資料」)にて、当該調査結果を踏まえた再発防止策を公表し、再発防止に向けて具体的に取り組んでまいりました。

この度、公表から約4か月が経過いたしましたので、現時点での再発防止策の進捗状況につき、下記のとおりご報告いたします。

関係者の皆様には多大なご迷惑、ご心配をおかけしておりますが、当社は今後再発防止策の進捗状況を継続的にモニタリングするとともに、グループ一丸となってコンプライアンスを重視する企業風土を醸成してまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、再発防止策の内容については、上述の開示資料をご参照ください。(当社ホームページにも掲載しております)

記

1. 子会社代表者兼務の原則禁止

不正行為判明後、当社取締役が株式会社エルテオ及び株式会社ホープの代表者を兼務し、監視の強化と両社の立て直しに努めてまいりました。その兼務解消につきましては、開示資料の再発防止策では平成25年5月を予定しておりましたが、前倒して実施し、平成25年2月26日付で株式会社エルテオの代表者を変更しました。これにより、会社間取引のないタクシー会社を除き、当社グループ内で子会社代表者兼務の状態は解消しております。なお、2月26日までの兼務期間中は当社による特別監査を実施しており、問題がないことを確認しております。

2. 当社グループにおけるガバナンス強化

以下のとおりガバナンス強化策を実施しております。

- ・ 子会社の事業計画や設備投資計画等につき、親会社である当社が事前審査・進捗管理する仕組みとし、その状況については監査役が確認することとした。

- ・ 子会社の監査役は会計監査だけでなく、取締役会への出席など業務監査まで監査範囲を広げることとした。

また、子会社の監査役を選任する際は、子会社の意思決定の適正性をより厳格に監視するため、子会社業務に関する専門知識を持つ人物を監査役に選任するよう努めてまいります。

3. 内部公益通報制度の見直し

現行制度をより実効性のある制度とするため、平成 25 年 1 月 4 日付で当社内部公益通報者保護規程を以下のとおり改定いたしました。

- ・ グループ内の通報・相談窓口を親会社である当社の総務課に一本化し、子会社社員が親会社に通報・相談できるようにした。
- ・ グループの取引先からの通報・相談も受け付けることとした。
- ・ 社内窓口に加えて、外部の法律事務所に社外窓口を設置した。

上記内容は、コンプライアンスマニュアルにも反映させております。

また、新たな内部公益通報制度の周知徹底を図るため、グループ内広報誌への掲載のほか、制度内容を記載したコンプライアンスカード等をグループ全役職員及び取引先に配付いたしました。

4. 当社による子会社への会計・経理業務支援

決算の適正性をより担保するため、必要性のある子会社に対しては従来から当社企画部門による会計・経理業務支援を行ってまいりました。今回支援会社数を 4 社から 6 社に拡大し、今後も順次支援の範囲を拡げてまいります。

5. コンプライアンス委員会の活動強化

当社グループ全役職員のコンプライアンス意識を向上させるため、「職場が考え、実行するコンプライアンス」、つまり原則として職場ごとにコンプライアンスについての計画・実行・評価・改善のサイクルを廻していく方向にシフトチェンジし、体制を整備いたしました。翌事業年度からの運営開始を予定しております。

また、不正行為を未然に防止するため、当社事業所及びグループ会社単位で「不正に繋がる危険要因の洗い出しとその対応策」をまとめ、該当事項を監査項目に含めた内部監査を実施いたしました。

従来から、当社グループ役職員の法令順守に対する理解と認識を深めるため、コンプライアンス委員会が中心となって階層毎の研修を実施してまいりましたが、今回更に平成 25 年 3 月 6 日には当社グループ役員を対象として、外部講師を招いてこの度の不正事件をテーマとしたセミナーを実施いたしました。今後もポイントを絞った研修を継続して実施し、役職員のコンプライアンス意識の向上に努めてまいります。

以上